

「長野市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例」並びに「介護保険条例」の改正について**保健福祉部地域包括ケア推進課****1 条例改正となる理由**

3年に一度実施される介護報酬改定に関しては、国の告示に基づき市が独自に定めるべき事項について改定を行う必要があるため。

(国の告示日：令和3年3月15日、 施行日：令和3年4月1日)

2 主な改正内容**(ア) 指定事業者によるサービスの人員等の基準****●根拠：「指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例」****① 高齢者虐待防止の推進（令和6年3月31日までは努力義務）**

- ・サービス利用者の人権の擁護、虐待防止のための必要な体制の整備
- ・虐待防止のための指針の整備 等

② ハラスメント対策の強化

- ・職場において、ハラスメントにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置の義務づけ

③ 業務継続に向けた取組の強化（令和6年3月31日までは努力義務）

- ・感染症及び非常災害発生時において、サービス提供等を継続的に実施するための計画の策定
- ・従業者に対し、業務継続計画についての周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施の義務付け

④ 感染症対策の強化（令和6年3月31日までは努力義務）

- ・事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置（対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業員等への研修及び訓練の実施）を義務付け

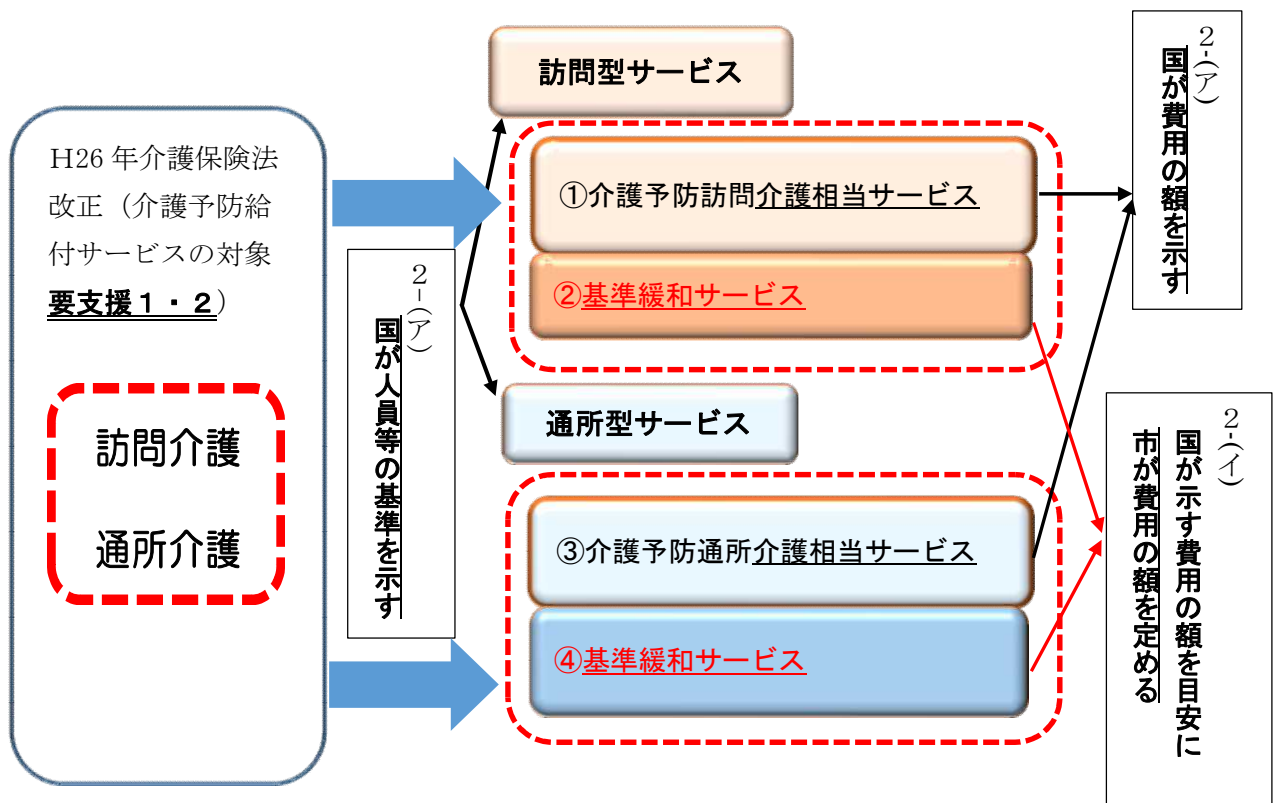
⑤ 電磁的記録等の活用

- ・記録の保存等に係る見直し（作成、保存等のうち、書面で行うことが規定又は想定されるものについて、規則で定めるもの（電磁的記録等）により行うことができるものとする
- ・交付、説明等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについて、相手方の承諾を得て、書面に代えて規則に定める方法（電磁的方法）によることができる

(イ) サービスに係る費用の類**●根拠：「介護保険条例」****① 介護報酬改定に伴う基準緩和サービスの利用料の改定**

※国と同様に、令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかりまし経費が必要となる事等を踏まえ、特例としてそれぞれの所定単位数の0.1%に相当する単位数を算定する。（期間についても国に合わせて対応する。）

3 総合事業の概要



4 各サービスの内容と利用者数

サービス名	訪問型		通所型	
	①介護予防訪問介護相当サービス	②訪問型基準緩和サービス	③介護予防通所介護相当サービス	④通所型基準緩和サービス
サービス内容	ホームヘルパー等が利用者宅を訪問し、 身体介護等 を行うもの 《主なサービス》 ・入浴介助 ・食事などの生活動作の介助等	ホームヘルパー等が利用者宅を訪問し、 利用者が自分で行うことが難しい生活上の支援 を行うもの 《主なサービス》 ・掃除、洗濯、食事の準備・片付け等	デイサービスセンターで 日常生活上の支援や生活機能の維持、向上のための機能訓練 を行うもの 《主なサービス》 ・入浴、食事介助等生活機能の維持向上のための機能訓練等	デイサービスセンターで 介護予防のための運動など を行うもの 《主なサービス》 ・介護予防のための運動、レクリエーション等
利用者数 (R2.12月利用分)	712 人	31 人	2,445 人	280 人

5 基準緩和サービス（②及び④）の費用の額の改正内容

国の示す費用の額の上昇率を準用し算出した単位数

区分			地域単価	上昇率	単位数		利用者負担増額分 (1割負担の場合)
					改正前	改正後	
訪問型	1週間当たり1回程度利用	1月当たりの利用回数が3回以下	10.21円	0.34%	1回当たり 205単位 (2,093円)	1回当たり 206単位 (2,103円) +10円	1回当たり +1円
		1月当たりの利用回数が4回以上			1月当たり 821単位 (8,382円)	1月当たり 825単位 (8,423円) +41円	1月当たり +4円
	1週間当たり2回程度利用	1月当たりの利用回数が7回以下		0.30%	1回当たり 205単位 (2,093円)	1回当たり 206単位 (2,103円) +10円	1回当たり +1円
		1月当たりの利用回数が8回以上			1月当たり 1,641単位 (16,754円)	1月当たり 1,650単位 (16,846円) +92円	1月当たり +9円
通所型	1週間当たり1回程度利用	1月当たりの利用回数が3回以下	10.14円	1.03%	1回当たり 289単位 (2,930円)	1回当たり 292単位 (2,960円) +30円	1回当たり +3円
		1月当たりの利用回数が4回以上			1月当たり 1,158単位 (11,742円)	1月当たり 1,170単位 (11,863円) +121円	1月当たり +12円
	1週間当たり2回程度利用	1月当たりの利用回数が7回以下		1.03%	1回当たり 296単位 (3,001円)	1回当たり 300単位 (3,042円) +41円	1回当たり +4円
		1月当たりの利用回数が8回以上			1月当たり 2,375単位 (24,082円)	1月当たり 2,402単位 (24,356円) +274円	1月当たり +27円

(イ)新型コロナウイルス感染症対応分 (0.1%) を (ア) で算出した単位数

(令和3年4月1日～令和3年9月末まで (予定))

区分			単位数		利用者負担増額分 (1割負担の場合)
			改正前	コロナ対応分上乗せ単価	
訪問型	1週間当たり1回程度利用	1月当たりの利用回数が3回以下	1回当たり 205単位 (2,093円)	1回当たり 207単位 (2,113円) +20円	1回当たり +2円
		1月当たりの利用回数が4回以上	1月当たり 821単位 (8,382円)	1月当たり 826単位 (8,433円) +51円	1月当たり +5円
	1週間当たり2回程度利用	1月当たりの利用回数が7回以下	1回当たり 205単位 (2,093円)	1回当たり 207単位 (2,113円) +20円	1回当たり +2円
		1月当たりの利用回数が8回以上	1月当たり 1,641単位 (16,754円)	1月当たり 1,652単位 (16,866円) +112円	1月当たり +11円
通所型	1週間当たり1回程度利用	1月当たりの利用回数が3回以下	1回当たり 289単位 (2,930円)	1回当たり 293単位 (2,971円) +41円	1回当たり +5円
		1月当たりの利用回数が4回以上	1月当たり 1,158単位 (11,742円)	1月当たり 1,171単位 (11,873円) +131円	1月当たり +13円
	1週間当たり2回程度利用	1月当たりの利用回数が7回以下	1回当たり 296単位 (3,001円)	1回当たり 301単位 (3,052円) +51円	1回当たり +5円
		1月当たりの利用回数が8回以上	1月当たり 2,375単位 (24,082円)	1月当たり 2,404単位 (24,376円) +294円	1月当たり +29円